（様式Ｍ－４７）

**専任特例２号の場合の監理技術者の配置に関する届出書**

令和　　年　　月　　日

　綾部市長　山　崎　善　也　　様

受　注　者

建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）および監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、以下のとおり届出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事番号 |  |
| 工事名 |  |
| 当該工事現場に配置する  専任特例２号の場合の  監理技術者の氏名 |  |
| 当該工事現場に専任配置する  監理技術者補佐の氏名 |  |
| 専任特例２号の場合の  監理技術者が兼務する  工事の名称および工事場所等 | 工事番号：  工事名：  工事場所：  発注機関名： |

（添付書類（下記１と２については、綾部市に提出済みの場合は添付不要））

１　監理技術者補佐の資格が確認できる書類（資格者証、免許証など）の写し

２　監理技術者補佐と直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類の写し

３　専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事のコリンズ等の写し（発注機関が綾部市以外の場合）

４　専任特例２号の場合の監理技術者の配置に関するチェックリスト（別紙様式）

（別紙様式）

**専任特例２号の場合の監理技術者の配置に関するチェックリスト**

工事番号：

工 事 名：

受 注 者：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要　件 | 確認欄 |
| １ | 本工事が建設業法第２６条第３項第２号（専任特例２号の場合の監理技術者の配置）の適用を受ける（兼務を認める）工事であることを確認した。 | □ |
| ２ | 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができる。 | □ |
| ３ | 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者である。 | □ |
| ４ | 監理技術者補佐とは直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係がある。 | □ |
| ５ | 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事数は本工事を含め同時に２件である。 | □ |
| ６ | 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事はすべて公共工事である。 | □ |
| ７ | 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の請負代金額はすべて別に定める上限額未満である。 | □ |
| ８ | 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の工事場所はすべて綾部市内である。 | □ |
| ９ | 専任特例２号の場合の監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができる。 | □ |
| １０ | 専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制である。 | □ |
| １１ | 監理技術者補佐が行う業務を施工計画書等で明示できる。 | □ |
| １２ | 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する本工事以外の工事発注機関から、兼務について了解を得ている。 | □ |